

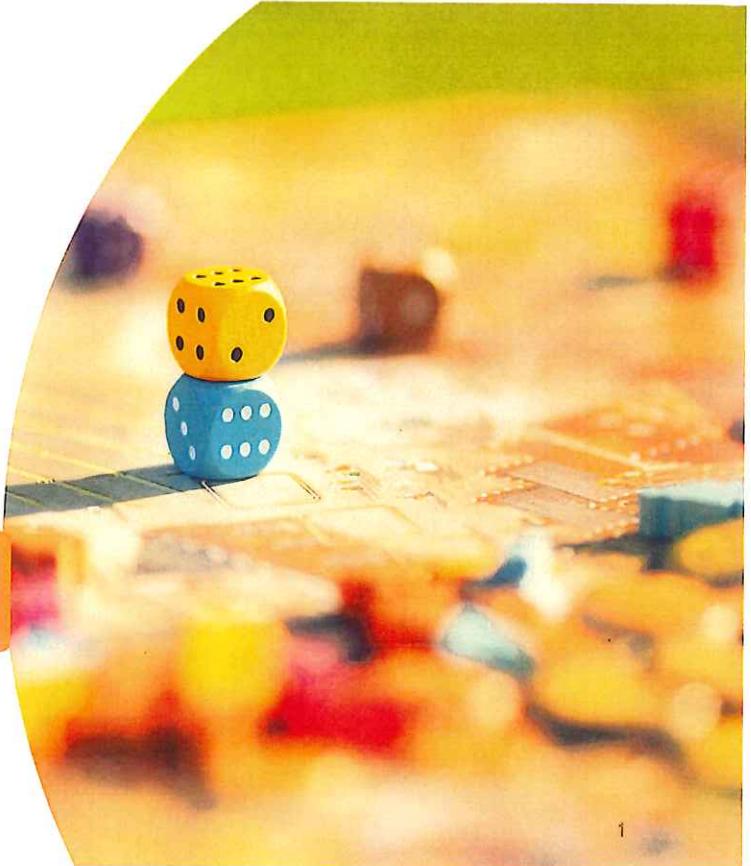
# 令和3年度 放課後等デイサービス 関係職員研修

## 基礎研修

「放課後等デイサービスの社会的責任と  
専門職職員としての倫理」

社会福祉法人京都福祉サービス協会

京都市修徳児童 館長 木戸玲子



1

## 放課後等デイサービスとは

- 放課後等デイサービス（ほうかごとうでいさーびす）とは、**児童福祉法**を根拠とする、障害のある**学齢期**児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・**居場所**機能を備えた福祉サービス。略して「放ディ」。
- かつては個別の障害福祉法を根拠としていたが、法改正によって**障害者総合支援法**が根拠となり、**未就学児童**は児童発達支援事業、学齢期児童は放課後等デイサービスに分かれ、身体・発達・精神などの種類にかかわりなく障害児が利用できるようになった（現在は**児童福祉法**に移行）。民間事業者の参入も進んでおり、利用者の選択肢が増えている。
- 児童福祉法**（2014年一部改正）

## 「児童福祉法」第六条の二の二の4

- この法律で、放課後等デイサービスとは、**学校教育法**（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、**生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他 の便宜を供与すること**をいう。

\*その人にとって、都合のいいこと、利益になることを  
与えたり、技術や情報を提供したりすること

3

## 解説

- 主に6歳から18歳の障害のある児童を対象として、放課後や夏休み等長期休業日に生活能力向上のための訓練および社会との交流促進等を継続的に提供する。1か月の利用日数は施設と保護者が相談した上で自治体が決定する。利用に際して**療育手帳**や**身体障害者手帳**は必須ではないため、**学習障害**等の児童も利用しやすい利点がある。
- 月額の利用料は原則として1割が自己負担で、残りのうち国が2分の1負担、都道府県と基礎自治体が各4分の1を負担する（所得により上限があり、自治体独自の補助を設けている場合もある）。

4

## (関連法令) 児童福祉法

児童福祉法 1947年（昭和22年）制定

第1条 **全ての児童は**、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保護される権利を有する。

第2条 **全て国民は**、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

第2項 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う

第3項 国および地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う

\*第1条、第2条は、平成28年改正

5

## (関連法令) 障害者総合支援法

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- ・障害者総合支援法（しょうがいしゃそうごうしえんほう）と略す。制定時の題名は、障害者自立支援法（しょうがいしゃじりつしえんほう）で、2012年の改正<sup>[2]</sup>で、現在の題名に改題された。
- ・障害者及び**障害児**が**基本的人権**を享有する個人としての尊厳にふさわしい**日常生活**又は**社会生活**を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る**給付**、地域生活支援事業その他の**支援**を総合的に行い、もって障害者及び**障害児**の**福祉**の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず**国民**が相互に**人格**と**個性**を尊重し安心して暮らすことのできる**地域社会**の実現に寄与することを目的とする（法第1条）。

6

# 放課後等ディサービスガイドライン

## 1 総則

### (1) ガイドラインの趣旨

放課後等ディサービスを実施するに当たって必要となる基本的事項を示すものであるが、ここに記載されている内容を機械的に実行していくば質の高い支援提供が確保されるというような、手取り足取りの事業マニュアルではない。各事業所は、本ガイドラインの内容を踏まえつつ、各事業所の実情や個々の子どもの状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めなければならない。

\* 支援の多様性 \* 見直し、改善の必要性

(参考) 児童館では

児童福祉法（1947年 S22）

児童館ガイドライン（2011年 H23） 改正児童館ガイドライン（2018年 H30）

京都市児童館運営指針（5年ごとに見直し、改正）

7

# 放課後等ディサービスガイドライン

## (2) 放課後等ディサービスの基本的役割

### ○子どもの最善の利益の保障

放課後等ディサービスは、児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進 その他の便宜を供与することとされている。放課後等ディサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

8

## 放課後等デイサービスガイドライン

### (2) 放課後等デイサービスの基本的役割

#### ○共生社会の実現に向けた後方支援

放課後等デイサービスの提供に当たっては、子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちができるだけ保障する視点が求められるものであり、放課後等デイサービス事業所においては、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策を、専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」としての位置づけも踏まえつつ、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図りながら、適切な事業運営を行うことが求められる。さらに、一般的な子育て支援施策を利用している障害のある子どもに対して、保育所等訪問支援を積極的に実施する等、**地域の障害児支援の専門機関**としてふさわしい事業展開が期待されている。

9

## 放課後等デイサービスガイドライン

### (2) 放課後等デイサービスの基本的役割

#### ○保護者支援

放課後等デイサービスは、保護者が障害のある子どもを育てるのことを社会的に支援する側面もあるが、より具体的には、

- ①子育ての悩み等に対する相談を行うこと
- ②家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等活用しながら子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援すること
- ③保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うことにより、保護者の支援を図るものであり、これらの支援によって保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復することも、子どもの発達に好ましい影響を及ぼすものと期待される。

10